

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 平成31年度予算案が閣議決定
—子ども・子育て支援新制度に2兆8,834億円……………1
- ◆ 平成30年度第二次補正予算案も示される……………3
- ◆ 「北海道胆振東部地震にかかる被災地支援募金」に670万円（確認分）のご協力をありがとうございます。
12月末日までの受付です（全国保育協議会）……………4
- ◆ 「幼児教育の無償化に関する協議の場幹事会」が開催される（内閣府）…………4
- ◆ 平成30年度 認定こども園研修会を開催（全国保育協議会）……………5

◆平成31年度予算案が閣議決定 —子ども・子育て支援新制度に2兆8,834億円

平成30年12月21日、平成31年度予算案が閣議決定されました。

子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）は、2兆8,834億円が示されています。

「待機児童の解消に向けた取組の推進」として、保育の受け皿拡大に839億円、「保育人材確保のための総合的な対策」に124億円、多様な保育の充実に36億円等があります。

また、「子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）」として、「子どものための教育・保育給付」に1兆1,069億円とされています。「主な充実の内容」については次ページをご参照ください。

子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

【主な充実の内容】

◇保育士等の処遇改善

平成 30 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成 31 年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に 1%（月 3,000 円相当）の処遇改善を行う。

◇幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019 年 10 月より、3 歳から 5 歳までの子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた 3 歳から 5 歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収 360 万円未満相当の世帯まで拡充する。

◇公定価格の見直し

2019 年 10 月より、保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

（拡充内容）

- ・チーム保育推進加算の要件について、「職員の平均勤続年数が 15 年以上」を「職員の平均勤続年数が 12 年以上」に拡充する。
- ・栄養管理加算について、嘱託職員分の費用を措置（0.7 兆円メニュー）しているものを、非常勤職員に係る費用の措置（0.3 兆円超メニューの一部）まで拡充する。

「子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）」の中に「認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）」68 億円が含まれています。

うち「認可化移行運営費支援事業」については、認可外保育施設が認可保育園等への移行を目指すに当たって必要となる費用について財政支援を行うこと、補助単価を公定価格に準じた水準に引き上げ各種加算の創設や保育士の配置割合に応じた補助区分の見直し（保育士 10 割の補助区分を廃止し、9 割以上で公定価格に準じた利用料とすること等）、保育士の配置割合が 6 割の補助区分について「保育支援員加算（仮称）」を創設し、「保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した保育支援員を必要となる保育士の 1.5 倍に置き換えて配置する場合の加算」を行うこと等が示されています。詳細は、別添資料の「2019（平成 31）年度保育対策関係予算案の概要」の「参考資料」をご参照ください。

◆平成 30 年度第二次補正予算案も示される

平成 31 年度予算案とともに、平成 30 年度第二次補正予算案も示されました。

「保育士就学資金貸付等事業の貸付原資等の充実」「保育園等における ICT 化推進事業」「保育園等における事故防止推進事業」等が含まれています。

厚生労働省資料を抜粋【下線は全保協事務局付記】

保育園等の整備の推進

①「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大の前倒し等

保育の受け皿整備を確実に進めるため、2019（平成 31）年度の市区町村拡大量のうち 1.0 万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費等を補正計上

②耐震、ブロック塀等改修整備に関する緊急対策

【実施主体】市区町村

保育園等における ICT 化の推進（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】市区町村

【補助単価】1 施設当たり 100 万円

【補助率】国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

保育園等における事故防止推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業概要】

0～1 歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村（機器は保育施設が購入）

【補助単価】1 施設あたり 500 千円以内

【補助率】国：1/2 都道府県・市区町村：1/4 事業者：1/4

保育士修学資金貸付等事業（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【貸付事業のメニュー】

保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援、未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援、潜在保育士の再就職支援、未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 国：9／10、地方の負担割合：1／10

平成 31 年度予算案、平成 30 年度第二次補正予算案の詳細は、別添資料「2019（平成 31）年度保育対策関係予算案の概要」をご参照ください。

厚生労働省、内閣府のホームページにも資料が順次掲載されます。

◆「北海道胆振東部地震にかかる被災地支援募金」に 670 万円（確認分）のご協力をありがとうございます。12 月末日までの受付です（全国保育協議会）

「北海道胆振東部地震にかかる被災地支援募金」について、皆さまから大きなご支援をいただき、ご協力に感謝申し上げます。

平成 30 年 12 月 26 日現在、670 万円を超える篤志を頂戴しております。ありがとうございます。

なお、平成 30 年 12 月末日をもちまして、募金の受付を終了いたしますので、併せてお知らせ申し上げます。

◆「幼児教育の無償化に関する協議の場幹事会」が開催される（内閣府）

内閣府・文部科学省・厚生労働省は、標記幹事会を平成 30 年 12 月 25 日に開催しました。全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局が構成員として出席しています。

全国市長会は、無償化の対象施設について『認可外保育施設等の無償化は、本来、「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に当然限定すべきである』とし、幼児教育・保育の現場で懸念される事項として、次の 4 点をあげています。

- ①5 年間の経過措置の期間は、指導監督基準を満たさない「劣悪な」認可外保育施設等でも無償化の対象となる。
- ②認可外保育施設等における具体的な質の確保策が明確にされていない。
- ③国は、検討会の報告書に基づき、認可外保育施設等の質の確保・向上に向けた取組を検討しているが、2019 年 10 月からの実施を目指す無償化の開始には対応が間に合わない。
- ④無償化を目的とした「劣悪な」認可外保育施設等の新設に伴い、保育の質の劣悪化が懸念される。

また、「一般の市町村は、指導監督権限を持たず、責任を果たすことができない」として、国に、質の担保・向上の仕組みを構築することを求めています。

詳細は、内閣府ホームページに掲載されている資料をご参照ください。

●内閣府ホームページ

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/free_ed/kanji_1/index.html

◆平成30年度 認定こども園研修会を開催（全国保育協議会）

全国保育協議会では、平成30年12月19日～20日に「平成30年度 認定こども園研修会」をTKP市ヶ谷カンファレンスセンター（東京都新宿区）で開催しました。本研修会は、認定こども園の会員数が増加している状況を踏まえて、本年度から新たに開催しました。研修会には、幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園のほか、認定こども園への移行を検討している保育所等の役職員70名以上が受講しました。

1日目は、内閣府子ども・子育て本部参事官 八田和嗣氏から、認定こども園の現状や、認定こども園にかかわる制度の最新動向（子ども・子育て支援法経過措置の扱い、幼児教育無償化に伴う食材料費等の扱い）等について行政説明をいただきました。続いて、神戸大学の北野幸子准教授より、「幼保連携型認定こども園に求められる教育・保育とは」と題して、講義とグループワークが行われました。乳幼児期の子どもは、遊びや他者とのかかわり等の実体験から学びを深めていくことが重要であることが話されました。それを踏まえて、受講者同士で幼保連携型認定こども園における教育・保育の独自性や社会的意義について話し合うとともに、各園での工夫について共有しました。

さらに、保育システム研究所の吉田正幸代表からは、「幼保連携型認定こども園の運営課題」と題して、認定こども園にかかわる政策や、運営についてご講義いただきました。認定こども園の運営に必要な制度等の動向への知識を深めました。

2日目は、関西大学教授 山縣文治氏から「認定こども園としての地域貢献」と題して、子どもや子育て支援に関わるニーズや支援の変遷と今後の展望を踏まえた、認定こども園に求められる地域貢献の展開方法についてご講義いただきました。また、幼保連携型こども園明照保育園施設長 中島章裕氏からの実践発表では、学童保育や不登校支援、こども食堂など、就学前の子どもに限らず、その家族や地域の小・中・高校生等を巻き込んだ取り組みが紹介され、認定こども園による地域貢献の実践例が示されました。その後のグループワークでは、受講者の施設で行っている地域貢献の実践について共有しました。

2日間の研修会で、認定こども園が在園児に限らず地域の子育て家庭に向けて、教育・保育を一体的に提供することを確認し、理解を深めることができました。また、認定こども園に移行して間もない施設や、移行予定の施設等、それぞれの立場で実践例から学びや情報共有をすすめることができました。